

第5 移動の支援を受けるには

1 駐車禁止規制の適用除外

窓 <input type="checkbox"/>	管轄の警察署
----------------------------	--------

次表の障害程度に該当し、歩行困難な方などが使用中の車両で、「駐車禁止除外指定車標章」を掲示しているものは、道路標識により駐車を禁止した場所での駐車禁止規制の適用が除外されます。

(※ただし、交差点及び交差点の側端から5メートル以内の場所等、標章を掲出しているも駐車違反となる場合があります。)

障 害 種 別		障害の級別
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由		1級から4級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級
乳幼児期以前の 非進行性脳病変に よる運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（－上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
	移動機能	1級から4級までの各級
心臓機能障害		1級及び3級
腎臓機能障害		1級及び3級
呼吸器機能障害		1級及び3級
ぼうこう又は直腸機能障害		1級及び3級
小腸機能障害		1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級
肝臓機能障害		1級から3級までの各級
知的障害		A1（最重度）、A2（重度） ※15頁参照
精神障害		1級

2 移動支援事業の実施

窓口	市町村障害福祉担当課
----	------------

地域における自立生活及び社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害者（児）に対して、ガイドヘルパーの派遣等により外出のための支援を行います。